

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

財産活用課

【告示】

○ 津波災害警戒区域の指定

危機管理課

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の辞退

障害福祉課

○ 特定計量器定期検査

工業技術センター

○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品の移動の禁止の廃止

畜産課

○ 漁船保険付保義務の消滅

水産課

○ 道路の占用を制限する区域の指定の解除

道路整備課

○ 高潮浸水想定区域の指定

防災砂防課

【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

〃

【海区漁業調整委員会】

○ 第五百五十五回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

◎岡山県規則第九号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

（号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「十五日」を「二十日」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百九号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び里庄町の区域

（次の図に示す部分に限る。）

二 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県危機管理課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (八R)―N・N―ジエチル―六―メチル―「四―(トリメチルシリル)ベンゾイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一SBLSD）及びその塩類
- 2 ー「ー」（三―クロロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名三C1―PCP、三―Chloro―PCP）及びその塩類
- 3 四―メチル―（二―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―イール）ペンタン―オン（通称名二me―PiHP、二me―PHiP、二―methyly―α―PiHP、二―methyly―α―PHiP）及びその塩類
- 4 プロパン―ニール―（二―フェニルエチル）―H―イミダゾール―五―カルボキシレート（通称名I sopropoxate）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和八年三月十四日

◎岡山県告示第百一十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
清利省三	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	備前市国民健康保険市立日生病院	備前市日生町寒河二五七〇―四一
木村修平	視覚	備前市国民健康保険市立日生病院	備前市日生町寒河二五七〇―四一

◎岡山県告示第百十三号

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品の移動の禁止（令和七年岡山県告示第五百六十八号）は、廃止する。
令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第百十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和四年岡山県告示第百号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和八年三月三日限り、消滅した。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 岡山加入区

◎岡山県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占有を制限する区域の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定を解除する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	垂水追分線	真庭市下河内字下ノ神二八四番二地先から 真庭市下河内字出口往還内一〇六一番地先を経て 真庭市下河内字樋ノ元一〇九一番地先まで

二 占有の制限を解除する物件

新たに地上に設ける電柱

三 占有の制限を解除する理由

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があるとは認められないため

四 占有の制限を解除する期日

令和八年三月十七日

◎岡山県告示第百十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の三第一項の規定により、岡山沿岸に係る高潮浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めた。

なお、その関係図面は、岡山県土木部防災砂防課、岡山県備前県民局建設部管理課、岡山県備前地域管理課、岡山県備中県民局建設部管理課、同部井笠地域管理課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔一〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	岡山市北区野田、北長瀬表町及び今地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、三級水準測量及び現地測量）
測量期間	令和八年三月六日から同年六月九日まで

〔一〇三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福島地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和八年三月三日	終了年月日

〔一〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区御津国ヶ原地内	測量区域
公共測量（UAVレーザ測量）	測量の種類
令和八年三月六日	終了年月日

〔二〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年三月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字新田一九九六番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区小山五五六番地一 ラ・クレール小山 二〇一

岡本 涼龍

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十二月二十四日岡山県指令建指第二三二二号

◎岡山県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十七日

岡山県人事委員会委員長

安 田 寛

職員の任用に関する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条中「の定」を「の定め」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「基き」を「基づき」に改める。

第五条中「一」を削る。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十一条中「の各号」を削り、同条第四号の二中「本号中」を「この号」に改める。

第十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「つど」を「都度」に改める。

第十五条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第二十二条中「の各号」を削る。

第二十三条中「年令」を「年齢」に、「つど」を「都度」に改める。

第二十四条第二項中「つど」を「都度」に改める。

第二十七条第一項中「基き」を「基づき」に、「つど」を「都度」に改める。

第三十二条中「一の」を「いずれかの」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 当該名簿から削除するよう申し出た場合

第三十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「欠いている」を「欠いている」に改める。

第三十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第三十三条第六号」を「第三十三条第七号」に改める。

第三十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「対称」を「対象」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十七日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「次項第五号」を「次項第二号」に改め、同項に次の四号を加える。

十七 生後一年に達しない生児（勤務時間規則第十一条第一項第十号に規定する生児をいう。）を育てる会計年度任用職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の時間（男性の会計年度任用職員にあつては、その生児の当該会計年度任用職員以外の親（当該生児について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該生児を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

十八 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によつて勤務日数が定められている者が一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）をし、その子に健康診断又は予防接種を受けさせ、その子が在籍する学校等の臨時休業等（学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による臨時休業その他人事委員会が定める事由によるものに限る。）に伴い当該子の世話をを行い、又はその子が在籍する学校等が実施する行事（人事委員会が定めるものに限る。）に出席するため勤務しないことが相当と認められる場合 一の会計年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては十日）の範囲内の日又は時間

十九 要介護者（勤務時間規則第三条の五に規定する要介護者をいう。以下この号、次条及び第十四条において同じ。）の介護を行う会計年度任用職員（一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によつて勤務日数が定められている者が一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものに限る。）が、介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては十日）の範囲内の日又は時間

二十 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため

の末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる日又は時間

第十二条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同項第六号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号を削り、同条第三項中「並びに前項第二号及び第三号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五十五回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年三月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和八年三月二十四日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サンピーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 海区漁場計画の変更について

第二号議案 岡山県資源管理方針の一部変更について

第三号議案 知事管理漁獲可能量の設定について